

## 北海道政策評価条例の施行状況等(案) (概要)

## 1 はじめに

整理事項	ページ数
政策評価条例の施行状況等の点検の主旨説明	P1

## 2 北海道政策評価条例の概要

整理事項	ページ数
政策評価条例の条文の概要	P1～2

## 3 北海道政策評価条例の点検方法

整理事項	ページ数
社会情勢の変化や、条例に沿って政策評価の施行状況等の整理	P3

## 4 社会経済情勢の変化

項目	整理事項	ページ数
道の政策評価を取り巻く状況	平成28年度から北海道総合計画（以下、総合計画）の推進管理を中心として取り組んでおり、この5年間における取組の内容を整理	P4～5
都府県における政策評価の実施	各都府県に対して全国調査を実施し、近年の政策評価の実施状況、手法等について整理	P6～9

## 5 政策評価の施行状況等

条例の章・条文	内容	整理事項	ページ数
第2章 第4条 政策評価に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度、基本方針を策定し、評価の対象、視点、方法などを定める</li> <li>中間評価を原則とし、特性に応じ、事前又は事後評価を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針の策定、通知状況の整理</li> <li>基本方針の施行状況の整理</li> </ul>	P10～11
第3章 第5条 一次政策評価 第4章 第6条 二次政策評価 第7条 第8条 第9条 第10条	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施方針を定め、公表</li> <li>実施機関は自ら一次評価を実施</li> <li>道政の統一性確保又は総合的な推進を図るため必要があるものについて二次政策評価を実施</li> <li>評価に当たっては評価の対象、視点等を定め、通知し、公表</li> <li>評価調書を作成し、必要な意見を付して関係する実施機関に通知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本評価(施策評価・事務事業評価) 一次・二次政策評価実施方針、評価手法、政策評価結果について整理</li> <li>公共事業評価 公共事業再評価、公共事業、事前評価の一次・二次政策評価実施方針、評価手法、評価結果について整理</li> <li>特定課題評価 特定課題評価のテーマ、実施方針、評価結果について整理</li> </ul>	P12～28
第5章 第11条 道民参加の推進 第12条	<ul style="list-style-type: none"> <li>道民は政策評価について、意見を述べることができる。</li> <li>道民意見を政策評価に適切に反映し、反映状況を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見募集の実施状況について整理</li> <li>道民意見及び対応状況について整理</li> </ul>	P29～31
第6章 第13条 政策評価委員会 第14条 第15条	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事の附属機関として設置</li> <li>制度のあり方について意見を述べる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道政策評価委員会の実施状況について整理</li> <li>政策評価制度に関する意見</li> <li>対応状況について整理</li> </ul>	P32～34